

男女共同参画センターにおける業務及び運営についての
ガイドライン

令和8年1月

内閣府男女共同参画局

目 次

はじめに	2
第一章 総論	4
1 ガイドラインの目的と位置付け	4
2 我が国及び地域における男女共同参画の状況	4
3 男女共同参画センターの理念と役割	5
第二章 男女共同参画センターの業務	7
1 地域の課題及びニーズの把握	7
2 広報・啓発、講座・研修	8
(1) 広報・啓発	8
(2) 講座・研修	9
(3) 女性活躍・男女共同参画に関する資料の充実	10
3 地域の課題解決に向けた企画立案等への参画	10
4 相談対応	11
5 地域における様々な関係者との連携	12
(1) 事業者団体等との連携	12
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する関係部局等との連携	13
(3) 学校等との連携	14
(4) 地方公共団体等の相談支援機関との連携	15
(5) 地域コミュニティ（自治会等）との連携	16
第三章 業務実施のための環境整備	18
1 人材の確保・育成	18
2 男女共同参画センターの運営及び指定管理の場合における留意点	19
3 男女共同参画センター設置に当たっての留意点	20
4 地方公共団体間の連携の在り方	20
(1) 都道府県設置のセンターと市町村設置のセンターとの関係	21
(2) センターの共同設置	22
(3) 近隣のセンター相互の連携	22
5 男女共同参画機構との連携・協働	22
6 業務のデジタル化	23
7 個人情報の保護と守秘義務の徹底	24
8 その他	24

はじめに

男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針であり、国際社会で共有されている規範である。男女共同参画社会の形成のため、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「基本法」という。）に規定された基本理念¹にのっとり、施策を策定し、実施する責務を有している。

男女共同参画センター²（以下「センター」という。）は、地方公共団体の男女共同参画施策の企画立案を担う部局と連携し、広報・啓発、研修・講座、相談支援、情報収集・提供等の事業を含め、男女共同参画に関する地域の様々な課題に応じた実践的な活動を行う総合的な役割を果たしてきた。

我が国全体の男女共同参画の取組を長期的に見れば、政策方針決定過程への女性の参画や女性活躍、男性の育児休業取得率の向上、配偶者等への暴力（以下「DV」という。）、性犯罪・性暴力等の暴力への対策に関する取組など、一定の進展を見せていくものの、引き続き、取組を加速していく必要がある。特に、若年女性の地方から大都市への転出が地域の持続可能性の観点から大きな課題となる中、地域における男女共同参画を進め、女性が活躍でき、暮らしやすい地域を実現していくことが必要となっている。そのためにも、ライフステージに応じた多様な働きができる環境整備、根強く残る固定的性別役割分担意識等の解消、様々な分野での女性リーダーの育成等が重要である。また、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げることなども重要である。

こうした状況を踏まえ、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」³において、各地のセンターの機能の強化・充実を図る方針と、独立行政法人国立女性教育会館が各地のセンターを支援する機能の強化を行うことが記載された。

この方針に基づき、センターの機能強化等の在り方について検討を行うため、「独立行政法人国立女性教育会館及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ」が開催され、令和 5 年 4 月に報告書が取りまとめられた。

また、同年 6 月に決定された「女性版骨太の方針 2023」では、「『新しい資本主義』の中核と位置付けられた女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、（略）独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）の主管の内閣府への移管や、同法人及び男女共同参画センターの機能強化を図る」とされ、令和 6 年 6 月に決定された「女性版骨太の方針 2024」にも同趣旨の内容が盛り込まれた。

さらに、令和 5 年 11 月から「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」が開催され、センターの機能強化を

¹ 基本法第 3 条から第 7 条までに規定する、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣習についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調。

² 令和 7 年 4 月時点で、全国に 349 施設が設置されている。そのうち、都道府県設置が 49 施設、市町村設置が 300 施設である。

³ 令和 4 年 6 月 3 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。なお、「女性活躍・男女共同参画の重点方針」は、全て同本部の決定である。

実現するため、地方公共団体において手引きとして活用されることを念頭に置いた、センターの業務及び運営についてのガイドラインの作成に関して検討が行われた。

ガイドライン作成検討ワーキング・グループでは、全国のセンターに対して「男女共同参画センターの業務及び運営に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）を行い、センターの体制や業務に関する具体的な状況や課題を整理するとともに、今後センターに求められる役割や、その役割を果たすための業務の在り方等について議論がなされ、令和6年10月、「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討に関する提言」が取りまとめられた。

その過程において、地方公共団体からは、センターの位置付けや役割に法律上の根拠がないため、地方公共団体内においてセンターの意義や事業について財政当局等から理解を得ることが難しいこと、体制が脆弱なセンターもあること、人員体制、予算、事業内容などについて地域間格差が生じていることなどから、センターの法定化及び国の機関による助言等の支援を求める意見が寄せられた。

こうした状況も踏まえ、独立行政法人男女共同参画機構法案や整備法案が立案され、令和7年通常国会において成立した。改正後の基本法等においては、

- ・センターが、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点として位置付けられるとともに、
- ・地方公共団体に対しセンターの機能を担う体制を単独又は共同で確保に努めること、
- ・令和8年4月に新設される男女共同参画機構（以下「機構」という。）がセンターを支援し、様々な関係者と連携して、施策を推進するための中核的な機関としての役割を果たすこと
- ・センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては機構と密接に連携するよう努めること

等が規定された。

本ガイドラインは、上述の提言を参考しつつ、センターが基本法に基づきセンターとして期待される機能を適切に発揮できるよう、その基本的考え方や業務及び運営についての留意点等を示すものである。全国の地方公共団体において、職員等の共通理解の形成に活用いただきたい。

第一章 総論

1 ガイドラインの目的と位置付け

本ガイドラインは、「はじめに」に記した経緯や実態調査で把握したセンターの状況、各センターでの取組事例等も踏まえ、センターの基本的考え方や業務及び運営についての留意点等を示すとともに、機構との連携・協働の在り方等を示すものである。また、ガイドラインと併せて、センターにおける業務のイメージをより具体的に理解するとともに、業務の参考となるよう、業務類型ごとにセンターの取組事例を収集し、「取組事例集」として提供することとしている。地方公共団体においては、ガイドラインを踏まえ、取組事例集も参照しつつ、各地域の課題及びニーズに応じて、センターが機能を適切に発揮し、地域における男女共同参画が推進されることを期待する。

地方公共団体によっては、それぞれの条例等に基づき様々な機能も併せ持つ組織や施設が設置されている例もあるが、本ガイドラインは、基本法第18条第1項及び第2項にいう「(男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るための)関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」としてのセンターについてのガイドラインであり、必ずしも組織や施設の名称と一致するものではないことに留意が必要である。また、各地方公共団体の個別の判断により、センターの機能以外の様々な機能を併せ持つ例もあるが、本ガイドラインはそうした組織や施設の個々の機能の是非を示すものでもない。

一方で、地方公共団体により設置されているセンターである以上、基本法に規定されたセンターの趣旨・目的に沿わない運営や、地域住民の理解が得られない運営が行われることは適切ではなく、そのようなことがないよう十分に留意することが重要である。

なお、本ガイドラインは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として位置づけられるものである。

2 我が国及び地域における男女共同参画の状況

男女共同参画社会とは、基本法第2条に「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されている。

基本法施行から25年間以上が経過し、経済分野では、女性の就業率は上昇し、M字カーブも解消に向かうなどの成果は見られているが、国際的に見れば、役員や管理職への女性の参画は遅れており、男女間賃金差異、女性の非正規雇用労働者の割合の高さなど、構造的な課題もまだ残されている。各種制度の整備や見直しなどの環境整備に加えて、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消など、あらゆる角度からジェンダー・ギャップ解消に向けた取組が必要である。

地方においては、若い女性の転出超過など、ジェンダー・ギャップの影響が一層深刻に表れており、女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりのためにも、また、地域の持続可能性の観点からも、女性活躍・男女共同参画に関する課題解決に向けた取組が急務である。そのためにも、ライフステージに応じた多様な働きができる環境整備、根強く残る固定的性別役割分担意識等の解消、様々な分野での女性リーダーの育成等が重要である。あわせて、男性の育児休業の取得の推進など、活躍の場を家庭や地域社会に広げることなども重要である。

また、DV、性犯罪・性暴力等の暴力への対策に関する取組などが進められているが、被害者に対する相談支援の充実に加えて、加害者・被害者・傍観者にならないための教育・啓発を進めていく必要がある。

さらに、政治分野や自治体など地域活動における女性の参画、男女共同参画の観点からの災害対応、ジェンダーに基づく暴力の予防や被害者の支援、女性の起業支援やデジタル人材の育成、女性の健康課題への対応、男性の孤独・孤立の防止など、男女共同参画に関する様々な課題への取組が求められている⁴。

こうした課題は、全国的な課題である一方で、地域によって女性活躍の状況や住民の意識、地方公共団体の取組状況や体制なども様々である。このため、基本法第9条では、国とともに地方公共団体に対しても、男女共同参画社会の形成の促進に関する責務を課しており、都道府県男女共同参画計画等に基づき、国の施策に準じた施策及びその他の区域の特性に応じた施策が講じられることとされている。

3 男女共同参画センターの理念と役割

地域における男女共同参画社会の形成を着実に促進するためには、男女共同参画所管部局とセンターが緊密に協働しながら、地域の男女共同参画に関する「課題やニーズを把握」し、住民や事業者の「課題を解決するための取組」や「意識改革や行動変容を促進するための施策」を実施していくことが必要である。具体的には、広報・啓発、講座・研修、相談対応、情報収集・提供、調査研究などの取組が挙げられる。

こうした施策の効果的な実施のためには、基本法第18条第1項にあるように、国、地方公共団体、地域において女性活躍・男女共同参画社会の形成の促進に資する活動を行っている各種団体⁵が相互に連携・協働しながら、取組を進めていくことが重要である。

センターには、基本法第9条に基づき地方公共団体が地域の実情に応じた男女共同参画を進めるにあたり、各種関係団体など関係者の核となって施策を展開するとともに、同法第18条第2項に基づき、連携・協働の拠点としての機能を担うことが求められる。

なお、地方公共団体の男女共同参画部局とセンターの役割分担・業務分担や関係は、

⁴ 男女共同参画社会の形成の状況については、内閣府男女共同参画局が毎年、「男女共同参画白書」を公表している。特に、令和7年版男女共同参画白書においては、「男女共同参画の視点から見た魅力ある地域づくり」を特集している。

⁵ 商工会等の経済団体や企業、福祉、教育、防災等の関係機関、地域コミュニティ（自治会、消防団等）、女性団体、特定非営利活動法人など）等

多様である。また、地方公共団体が設置する、上記のような機能を果たす拠点があれば、基本法上のセンターとして位置付けられる。

さらに、センターは、男性や若年層を含め、地域の多様な住民が参画し、男女共同参画を進める拠点となることが重要である。

第二章 男女共同参画センターの業務

センターが、前章で示した役割を果たすための具体的な業務内容は大きく次の5つに整理できる。

- ① 地域の課題及びニーズの把握
- ② 広報・啓発、講座・研修
- ③ 地域の課題解決のための企画立案等への参画
- ④ 相談対応
- ⑤ 地域における様々な関係者との連携

1つの事業が上記の複数の業務内容にまたがる場合もあり、また、そうしたことによってより良い効果を発揮する場合もある。1つ1つの業務を別々のものとして捉えるのではなく、全体としてセンターが機能を発揮できるよう事業を組み合わせていくことが重要である。

なお、地方公共団体やセンターによって、人員体制や予算等は様々であることから、全ての業務を実施することが難しい場合も考えられる。そのような場合も、近隣のセンターや地方公共団体と協働・役割分担や連携を行うことを含め、地域の実情に応じた課題解決のために優先度の高いことから段階的に取り組んでいくことが望ましい。

1 地域の課題及びニーズの把握

センターで実施する各事業を効果的なものにするためには、その地域ではどのような分野でどのような男女間格差が存在するのか等を掘り起こし、分析に取り組み、また、当該格差等により地域住民がどのような悩みや問題に直面しているか、センターに対してどのようなニーズがあるかをきめ細かく把握することが必要である。

各センターが実施することが望ましい取組の主な具体例は以下のとおりである。

- アンケート調査やヒアリングを通じて、地域における女性活躍・男女共同参画の現況や課題を把握する。その際、都市部・農村部などの地域や年代ごとの特性に留意する。
 - ・男女の役割や地位、女性活躍に関する住民意識
 - ・センターへのニーズ把握のためのアンケート調査
 - ・「若年層の地域における男女共同参画に関する満足度（性別役割分担意識に対する意識等）」や「地域の企業等における働き方改革や固定的な性別役割分担意識の解消等に関する取組の実施状況」など特定のテーマに基づいた地域の課題や実態に関する調査
- 女性活躍・男女共同参画に関するデータを把握・整理する。具体的には、人口、世帯、教育、就労、育児、介護、地域活動などの分野における男女別のデータを可視化する。その際、できる限り、地域別に可視化する。
- 関係機関・団体との意見交換等を積極的に行い、地域が抱えている課題やニーズを把握する。

- 相談対応の件数・相談者の属性・相談内容等からニーズを把握する。

上記取組を実施するに当たって、地方公共団体の男女共同参画部局以外の関係部局や、経済団体、学校、NPO等と連携することで多様な対象に対して効果的な実態把握が可能になる。例えば、他の部局が実施する調査について、男女別データを把握して公表又は共有することを求めるのも、様々な分野における男女別の意識やニーズの違いを把握する上で効果的である。さらに、センターによる地域の課題及びニーズの把握の成果は、積極的に周知・公表し、男女共同参画部局に加え、施策に関連する他部局における活用を促すことが重要である。

2 広報・啓発、講座・研修

男女共同参画社会の形成に向けた我が国の施策は、男女の人権の尊重を基本理念としつつ、社会・経済情勢や人々の意識の変化等を捉えながらその取組の範囲を広げており、これまで、暴力の根絶や男女共同参画の視点からの防災、女性の活躍推進、女性が暮らしやすい地方づくり等に重点的に取り組んできた。センターにおいては、このような男女共同参画施策の広がりを考慮しながら、把握された男女共同参画に関する地域の課題やニーズを踏まえ、地域の実情に応じた施策に取り組むことが期待される。地域の実情に応じた施策の検討に当たっては、機構がセンターに提供する情報やデータ、取組事例が参考となる。

センターにおいては、例えば、

- 地域住民に女性活躍・男女共同参画とは何か、なぜ必要かについて知ってもらうこと
- これらが自分や身近な人と無関係ではないことに気づいてもらうこと
- 固定的性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念、ジェンダー・ギャップに対する世代間の意識の違いに気付いてもらうこと
- 男女間の格差に起因する困難に直面している全ての住民が課題を解決していくこと
- 地域で活躍する女性をエンパワーメント⁶すること

などに関する広報・啓発や研修・講座等を実施し、地域における女性活躍・男女共同参画の意識改革や行動変容を大きく前に進めていくことが重要である。地方公共団体の関連する施策について効果的に発信することもまた有効である。さらに、住民が自ら学ぶことができるよう、センターにおいて、男女共同参画に関する図書などの資料を整理・公開することも重要である。

各センターが実施することが望ましい取組の具体例は、以下のとおりである。

(1) 広報・啓発

男女共同参画という考え方を身近な生活に引き付けて分かりやすく伝えていく情報

⁶ 女性のエンパワーメント：女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。（国連「女性のエンパワーメント原則（WEPs）」より引用）

発信の拠点としての役割を担うことが必要である。さらに、その後の効果検証を行うことでより良い広報・啓発活動を実現することが可能になる。

(取組の具体例)

- センターの存在と、センターでは何ができるのかを、地域イベントやセンター主催の各種講座・研修、地方公共団体の広報誌、ウェブサイト・SNS・メディア等を活用して地域住民に周知する。
- 女性活躍・男女共同参画が身近な問題であることや、男性や地域全体にとっても大事な取組であることを伝える。その際、広報・啓発の対象に応じた方法や内容とする。
- 女性活躍・男女共同参画に関しては、ジェンダー主流化、アンコンシャス・バイアス、積極的改善措置など、一般に馴染みの薄い言葉が使われることもしばしばであるため、機構の協力も得て、イラストや用語集を作成、地域住民に配布する。

(2) 講座・研修

女性活躍・男女共同参画について地域住民を対象に講座や研修を実施することは、男女共同参画の理念や社会的背景を学ぶことによる理解促進のほか、地域における男女間格差等の課題への気づきを与え、住民自身がその課題解決に向けて主体的に関わる意識を醸成することにつながる。また、これにより、「男女の役割はこうあるべき」といった性別役割分担意識の解消につながり、家庭や職場での役割分担の見直しが進むことが期待される。

さらに、就労・キャリア支援やデジタル技術の習得など個人の能力開発を支援することで、再就職や起業といった個人の働き方の選択肢を広げるとともに、所得の向上につながっていく。また、企業や団体の人材確保につながり地域経済の活性化を促進するほか、働き続ける環境整備により地域定着が促進され、多様な視点を持つ人材が地域の意思決定に参画できるようになる。

くわえて、センターの行う事業に参加した者同士の交流を通じて、地域内のネットワークを構築し、更なる連携・協働による取組の実現にも寄与する。

なお、センターが企画する講座・研修の実施に加えて、女性活躍・男女共同参画の専門家として、地方公共団体の他の機関が実施する講座・研修で講師として参加していくことも重要である。

(取組の具体例)

- 女性活躍・男女共同参画に関する現状、地域における課題の紹介講座
- 企業に対する、多様な働き方を可能にするための講座、女性管理職育成講座、ハラスメント防止講座等の実施
- 子育てや介護で離職した方を対象としたキャリア再構築支援講座の実施（デジタル人材育成研修、面接対策、日商簿記等の各種資格取得講座）
- 女性の起業支援講座（ビジネスプラン、マーケティング、資金調達、法務等）
- 男性の育児参加を促すためのセミナー

- 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」や同ガイドラインに基づく取組に関する講座・研修
- 企業や学校、地域コミュニティ（自治会、消防団等）など、幅広い層にアプローチするための出前講座等。その際、関係機関・団体との意見交換を通じて、対象やそのニーズに適した講座・研修の在り方を模索する。

（3）女性活躍・男女共同参画に関する資料の充実

地域住民が女性活躍・男女共同参画に関する知識や視点を広げ、意識啓発と行動変容を促進させるとともに、センターの利用促進と地域とのつながりを強化させる観点から、女性活躍・男女共同参画に関する図書や定期刊行物、報道記事、公的統計といった情報の収集・整理や、地域住民等に対するアンケート調査や社会経済情勢を踏まえた調査結果の公表等を行うことが重要である。

（取組の具体例）

- 講座やシンポジウムを実施する際、学びをより深めることができる関連図書の紹介・貸出コーナーを会場に設ける。
- 予算や配置スペースの制約等を踏まえ、公立図書館との連携も積極的に図り、公立図書館内に女性活躍・男女共同参画に関する特設コーナーを適時設けることや、公立図書館から関係図書を預かり、センターで利用できるようにする等、図書機能の提供方法について工夫する。
- 著作権法等に留意しつつ、デジタル化等により、より利便性の高い資料へのアクセスや提供を可能とするための取組を進める。一方、利用者の中には紙媒体の方が利用しやすい者（こども、高齢者等）も含まれることに留意する。

3 地域の課題解決に向けた企画立案等への参画

地域の課題及びニーズを把握することができたセンターは、施策の効果的な推進に資する情報やデータを豊富に有していると言える。また、センターの職員には、女性活躍・男女共同参画等に関する知見が蓄積されている。

したがって、センターは、当該情報やデータ、知見に基づき、

- ・地方公共団体の男女共同参画部局の施策に必要な助言等を行うことや、
- ・試験的に先駆的なパイロット事業を展開すること
- ・女性活躍・男女共同参画に関する幅広い地域課題の解決に向けた地方公共団体の施策の検討に、積極的かつ分野横断的に寄与すること

も重要であると考えられる。

（取組の具体例）

- 男女共同参画基本計画のほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく推進計画及び事業主行動計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）上の計画策

定等に関わる。

- 女性活躍推進法第27条に規定する協議会⁷や、配偶者暴力防止法第5条の2に規定する協議会⁸に参画するよう努め、地域において積極的な役割を果たすことを目指す。
- ジェンダー主流化の観点から、地方公共団体の施策の効果を評価・検証し、より良い施策につなげる役割や、研究やビジネスにジェンダード・イノベーション⁹を取り入れる気付きを与える役割を担う。
- 「防災基本計画」¹⁰に記載のとおり、平常時及び災害時における地方公共団体の関連部局とセンターとの連携体制の構築及び役割の明確化に努める。

4 相談対応

センターは、福祉、医療、教育、労働といった分野に捉われることなく、生活のあらゆる場面における男女間の格差に起因する地域住民の相談に寄り添い、男女共同参画の専門的見地からの助言や関係機関との連携を通じて、課題の解決に向けた対応を行う。こうしたことを通じて、相談者が「どこに相談すればよいか分からない」といった迷い・躊躇をなくし、ワンストップの窓口として適切な助言や支援につながるという趣旨で、地域における包括的な支援拠点として重要な役割を果たす。

また、アンケートだけでは読み取れない生の声を聞く貴重な機会でもあり、個人のプライバシーにも配慮した形で、蓄積された相談の内容や傾向を整理・分析を行うことで、地域の男女共同参画に関する課題把握に役立てていくことが可能である。

(取組の具体例)

- センター職員が相談員を務めていることが多い実態¹¹を踏まえ、機構が開発する、相談員として必要な知識、相談対応の手法等を体系的に学べる研修教材等を活用し、相談員としての資質の向上を図り、相談体制の充実を目指す。
- 男性向けの家庭の悩みや健康問題、あるいは自身の生き方等に関する相談窓口が女性に比べて少ないと等に鑑み、男性を対象とした相談体制を確保する。
- 配偶者暴力相談支援センターや女性相談支援センター¹²、女性活躍推進法に規定する業務（職業指導等）を行うハローワーク等の機関のほか、児童相談所、医療

⁷ 女性活躍推進法に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」（令和7年11月25日改訂）において、協議会の設置を契機とした総合的な支援体制の構築に当たって、センターを活用することが記載された。

⁸ 配偶者暴力防止法の令和5年改正において、協議会を法定化し、協議会の従事者等の守秘義務が設けられた。

⁹ 性差の視点を踏まえてイノベーションを創出する概念を指す。例えば、男女の性差に配慮した医療や薬品の提供、女性の体格に適合した安全装備の推進が挙げられる。

¹⁰ 内閣府「防災基本計画」第2編「各災害に共通する対策編」第1章「災害予防」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html#syusei>

¹¹ 実態調査の結果、センターのうち約9割が常設又は臨時の相談窓口において相談対応を実施しているが、そのうち約2割のセンターでは外部の専門家を活用せずに、センター職員が相談員として対応している。

¹² 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、配偶者暴力防止法に基づき、都道府県は当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、その機能を果たすようにするものとされており、市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該施設がその役割を果たすよう努めることとされている。女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づいて各都道府県必置の機関であり、配偶者からの暴力の被害を受けた女性を含め、困難な問題を抱える女性に関する様々な相談に応じる。

機関、社会福祉協議会、警察、こども家庭センター等の関係機関と連携し、重層的な相談体制を構築する。

- 女性特有の健康課題など、様々な専門家による総合的な支援が必要なケースも想定し、センター職員を中心に、外部の多様な専門家の連携・協働が可能な体制を構築する。
- 相談対応の手段として、電話相談のみならず、SNSによる相談を受け付けることで、若年層や初めて相談を行う方にとって心理的負担を軽減し、気軽な相談を行えるようにする。
- 一度きりの相談対応では解決に導くことが困難なケースもあるため、対応記録を正確に蓄積の上、必要に応じて相談者のフォローアップを行う。
- 個人のプライバシーに配慮しつつ、個別の相談対応で蓄積された相談内容や傾向を分析する。

5 地域における様々な関係者との連携

センターは、地域における関係機関・団体と課題を共有し、連携と協働の下、環境整備や意識改革・行動変容を促進していくことになる。企業や自治会等の協力を得て円滑に取組を実施するとともに、地域のあらゆる分野における女性の参画を推進していくために、地方公共団体の産業、地域振興等を所管する部局・機関と連携する。

(1) 事業者団体等との連携

センターは、地域の事業者団体（商工会議所・商工会、業界団体等）と連携することで、女性の職業生活の充実や働きやすい職場づくりを進めることができる。具体的には、女性の管理職登用や能力や適性に応じた人材登用、ハラスメント防止、育児・介護・健康と仕事の両立支援に関する研修を企業向けに実施することが考えられる。

また、地元企業と協力してキャリア支援イベントや、デジタル人材育成を含むリスクリミング講座を企画し、女性の就労機会の拡大やキャリア形成を後押しする取組も重要である。

さらに、女性活躍推進法においては、地方公共団体等が、女性活躍推進に係る取組に関する協議会を組織することができるとしている。同協議会の構成は、地域の実情に応じて判断されるものであるが、構成員として都道府県の労働・産業関係部局、ハローワークのほかに、センターも想定され、実際にいくつかの地方公共団体では構成員となっている。

これらの活動を通じて、地域の事業者と協働しながら、誰もが働きやすい職場環境の整備と、女性の活躍推進に貢献していくことが望ましい。

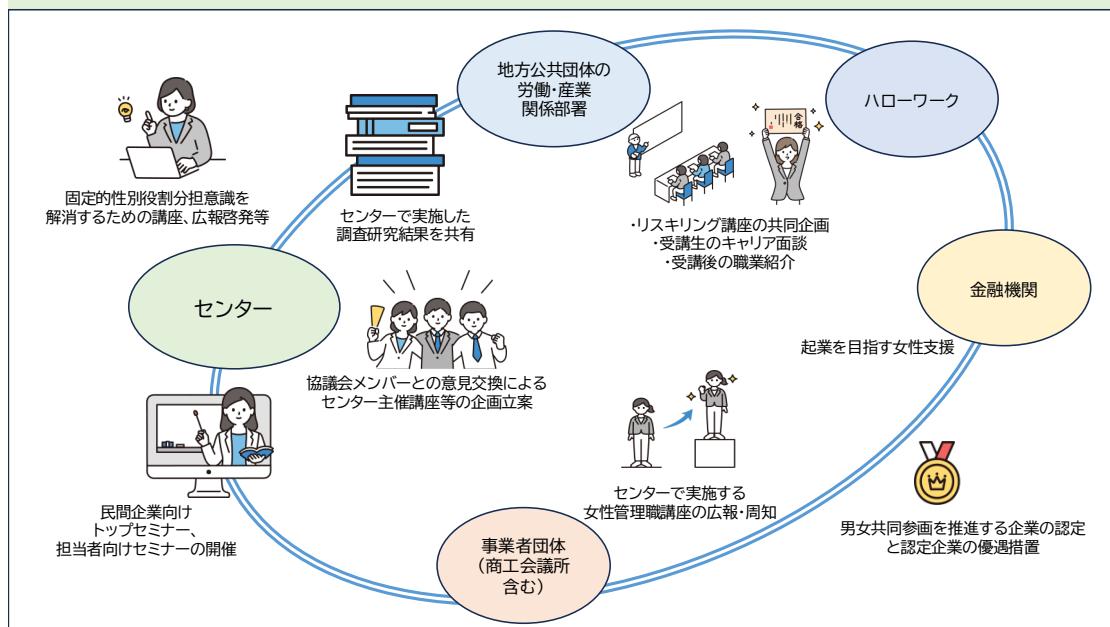
(取組の具体例)

- センターで行う男女共同参画に関する調査研究結果を地方公共団体の労働・産業関係部局、地域の事業者団体等に共有する。
- 企業における女性管理職が男性管理職に比べて相当程度少ない場合に、登用を促進するため、女性の管理職育成講座を実施する。

- 企業に求められるハラスメント対応策講座を実施する。
- 子育てや介護で離職した方を対象としたキャリア再構築支援講座を実施（パソコンスキル講座、面接対策、日商簿記等の各種資格取得講座）する。また、託児所を設けるなどして、子育て中の親が参加しやすい形で講座を行う。
- ハローワークと共同でリスキリング講座を企画し、併せて受講生へのきめ細かいキャリア面談や職業紹介を行う。
- パソコンスキルや日商簿記等、商工会議所が提供する講座について、商工会議所から講師を派遣してもらう等の連携により、女性のエンパワーメントや復職のための資格取得講座を実施する。
- 女性の起業支援講座（ビジネスプラン、マーケティング、資金調達、法務等）
- 協議会の構成員である事業者団体に対し、女性の管理職登用を促す広報・周知をする。

（例）女性の職業生活支援に関する事業者団体等との連携について

➢ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第27条に規定される女性活躍推進協議会にセンターが加わり、地方公共団体の労働・産業関係部署のほか、都道府県労働局、ハローワーク、経済産業局、事業者団体、労働組合、教育訓練機関、金融機関など、多様な関係者と連携して、地域における女性の職業選択、働き方、キャリア支援に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるような施策を企画する。



（2）政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する関係部局等との連携

女性の政策・方針決定過程への参画拡大は、男女共同参画社会の形成を図る上で基盤をなすものである。審議会委員、自治会委員、地方議会議員等、地域における意思決定の場で公共性の高い活動に参画する女性リーダーを養成するための機運醸成・人材育成を行う。

（取組の具体例）

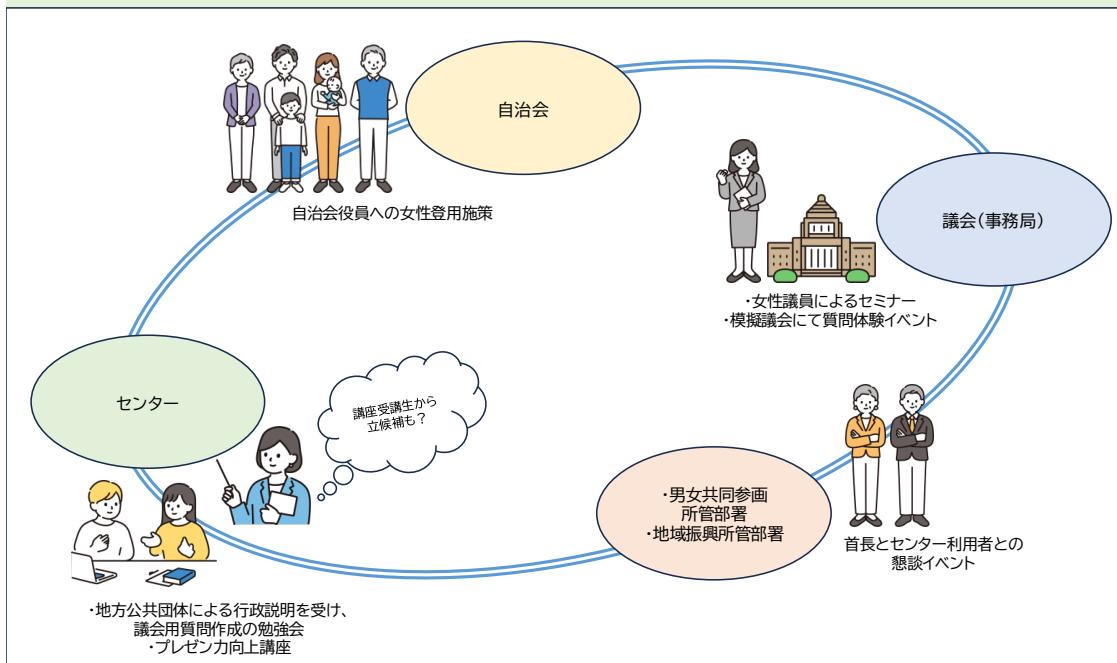
- 首長自らが、女性の政治参画の必要性ややりがいをテーマにセンターで利用者

との懇談イベントを実施する。

- 地方公共団体の男女共同参画部局や議会（事務局）等と連携し、議会や選挙の仕組みに関する勉強会の実施や、質問力・プレゼン力向上講座等を開催する。
- 女性議員によるセミナーやトークイベントを通じて、政治参画への距離を縮める取組や、模擬議会において実際に質問する体験イベントを開催する。
- 地域社会における女性リーダー育成として、自治会役員への女性登用を進めるため、地方公共団体の地域振興部局等と連携し、自治会長を中心に女性の参画に関する現況ヒアリング調査を実施するほか、女性役員の活躍事例紹介の情報発信を行う。

（例）政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた連携について

- 審議会委員、自治会役員、地方議会議員等、地域における意思決定の場で公共性の高い活動に参画する女性リーダーを養成するため、議会（事務局）、首長部局と連携を図る。
- 地域振興課等と連携し、自治会役員への女性登用施策等を企画することも検討。



（3）学校等との連携

固定的な性別役割分担意識等の解消のためには、幼少期からの教育・啓発が重要である。また、若年層の性被害・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育・啓発に取り組む必要がある。男女共同参画の専門機関であるセンターは、教育委員会や学校との協働により、教材提供や講師派遣、研修の実施のほか、教育プログラムや副教材に関する支援や助言などを行う。

（取組の具体例）

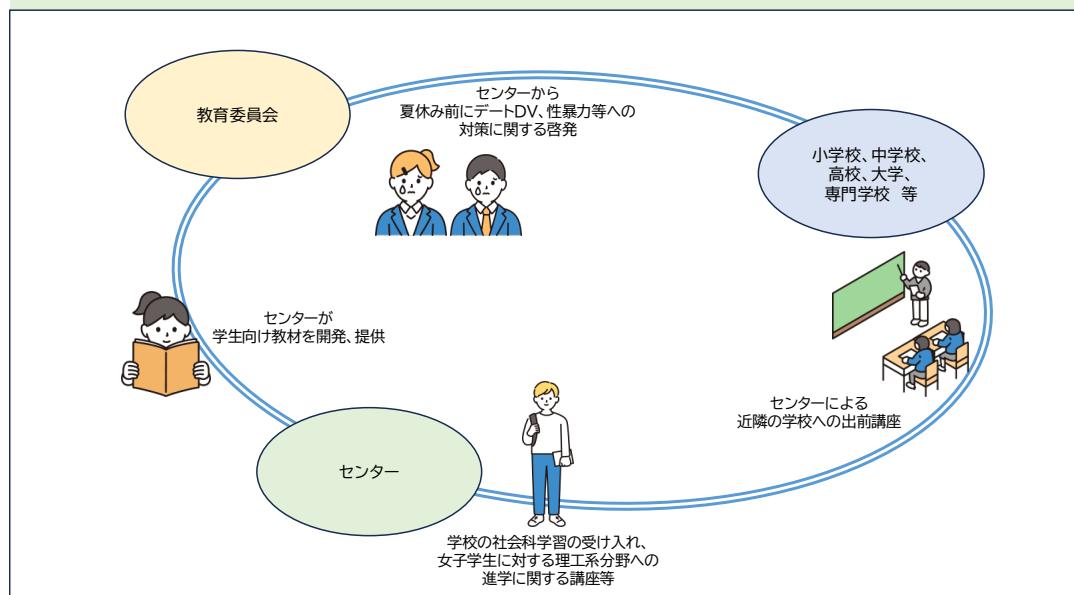
- センターが、地域の小・中・高・大学等の教育機関の教職員、教育委員会等と連携し、センター職員が学校に直接出向いて講座を実施したり、授業に外部講師として参画したりすることで、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念に捉われない進路・職業選択の支援、ワーク・ライフ・バランスや男性

の家事・育児参加等の視点も踏まえた若年層のライフプランニング支援、「生命（いのち）の安全教育」の推進などを促す。

- センターが、教育委員会に対してデートDVや性暴力等への対策に関する啓発を行い、教育委員会から学校に相談窓口等について周知を行うことを促す。
- センターが、大学等のキャリアセンターに対し、就活生に対するセクシュアルハラスメント対策に関する講座や注意喚起を行うことや、学生に対してセンターの相談窓口の周知を行うことを促す。
- センター自身も学校の社会科の見学等の受入れを行い、センターの取組について学んでもらう機会を提供する。
- センターで実施した調査研究結果やこどもをめぐる男女共同参画に関する課題について、学校や教育委員会に情報提供し、学校や教育委員会等にて相互に共有することを促す。

（例）若年層に対する教育に関する学校等との連携について

- 地域の小学校、中学校、高校、大学、専門学校等の教育機関や、教育委員会、NPO等と連携し、固定的性別役割分担意識にとらわれない職業選択やデートDV対策等、若年層に知ってもらいたい内容について出前講座や広報啓発を実施する。
- センターで実施した調査研究結果や地域におけるこどもを巡る男女共同参画に関する問題について相互に情報共有する。



（4）地方公共団体等の相談支援機関との連携

行政内部においても、男女共同参画と関連が深い機関や部局と積極的な連携を考えるべきであり、連携先機関としては、例えば以下のものが考えられる。

- ・DVの相談対応等を行う配偶者暴力相談支援センター¹³
- ・困難な問題を抱える女性への支援を行う女性相談支援センター
- ・こどもに関する家庭等からの相談に応じ、適切な援助等を行う児童相談所
- ・生活保護等の福祉に関する事務を行う福祉事務所

¹³ 配偶者暴力防止法の令和5年改正において、「被害者の保護」に被害者の自立を支援することを含むものとし、国が定める「基本方針」及び都道府県基本計画において、「被害者の自立の支援のための施策」を必要的記載事項とした。

- ・地域の高齢者の保健医療の向上等を包括的に支援する地域包括支援センター
- ・法的トラブルを解決するための総合案内を行う日本司法支援センター（通称：法テラス）
- ・複雑な課題を抱える方の生活全般にわたる包括的な支援を提供する自立相談支援機関
- ・妊娠婦や子育て家庭への包括的な支援を行うこども家庭センター

これらの機関との連携は、支援の質と範囲を広げるだけでなく、相談者の状況に応じた切れ目のない支援体制の構築にもつながる。なお、貧困や暴力をはじめとする相談者の様々な困難は、固定的な性別役割分担や男女間の格差に起因している場合があり、こうした認識を相談支援機関と共有することは、相談者の困難の構造的理 解や支援の充実に資すると考えられる。

（取組の具体例）

- 女性相談支援センターにおいて一時保護された被害者を対象に、今後の生活の立ち上げに向けた自立支援講座や、被害者の居場所づくり事業といったアフターケアの役割を担う。なお、多くの一時保護された被害者は、遠方に転宅し新しい生活の立ち上げを行う例もあることから、居場所づくりに関しては、転居先のセンターが担うことも考えられる。
- 各地のセンターで蓄積された相談対応に関する分析結果や当該地域の男女間暴力等に関する調査研究の結果を、配偶者暴力相談支援センター等に共有する。
- センターにおいて、相談者のキャリア支援講座や研修を契機に、経済的困窮など困難な問題を抱える方の支援が必要となった場合に、自立相談支援機関等と連携し専門的かつ緊急性の高い相談対応等を行う。

（5）地域コミュニティ（自治会等）との連携

女性が暮らしやすい地域を作る上で、女性のニーズが自治会等の地域生活に反映されること、そのためにも、自治会等の地域における意思決定の場に女性が参画することは重要である。

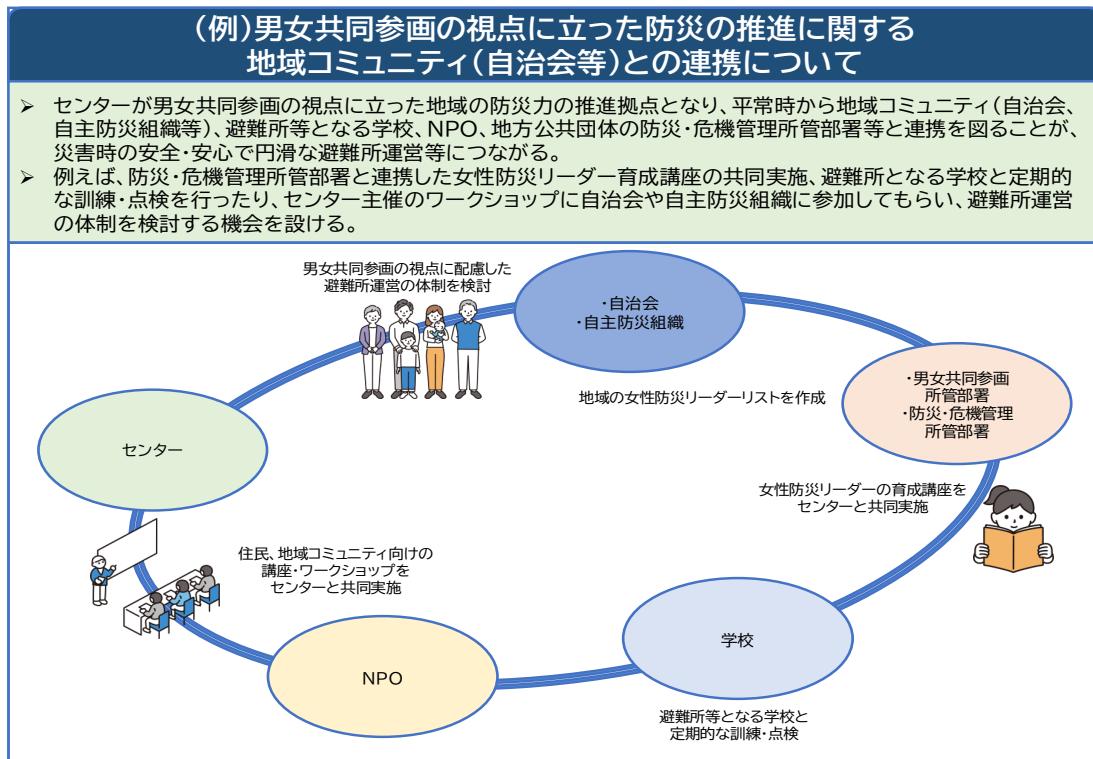
また、センターが男女共同参画の視点に立った地域の防災力の推進拠点となり、平常時から地域コミュニティ（自治会、自主防災組織等）、避難所等に指定される学校、NPO、地方公共団体の防災・危機管理部局等と密に連携を図ることが、災害時の安全・安心で円滑な避難所運営等につながる。

そのためには、センターが平時から地域の防災訓練や会合に積極的に参加し、信頼関係を構築しておくことが重要である。また、地方公共団体が策定する地域防災計画の策定・見直しにセンターが参画することで、女性やこども、高齢者など多様な立場の人々の視点を反映した計画づくりが可能となる。

（取組の具体例）

- 自治会における男女共同参画を進めるため、地方公共団体の地域振興部局等と連携して出前講座等を実施するとともに、自治会長を中心に女性の参画に関する現況ヒアリング調査を実施し、女性役員の活躍事例紹介の情報発信を行う。

- 女性等の支援に取り組むN P O等と連携し、災害時に特に配慮が必要な層への支援策に関する住民や地域コミュニティ向けの講座やワークショップを共同実施する。その際、避難所運営・管理に携わる自治会や自主防災組織にも参加を促し、炊き出しや掃除といった特定の活動が特定の性別に偏らないようにする体制や、プライバシーの確保等、安全・安心な避難所の在り方を検討する機会を設ける。
- 防災・危機管理部局と連携し、女性防災士や女性防災リーダーの育成を目的とした講座の共同実施をする。また、発災直後から男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営等に関わる人材を事前に把握しておくため、地域の女性防災リーダーを把握するとともに、そのリーダーのリストの作成を検討する。
- 防災・危機管理部局と連携し、指定避難所等となる学校と定期的な訓練・設備や備蓄品（生理用品やオムツ等）の確認を行う。
- 機構が将来的な整備を検討している「機構と全国の男女共同参画センター相互間で必要な知見及びノウハウの共有を可能にする情報プラットフォーム」（以下「情報プラットフォーム」という。）において、被災経験のある地域のセンターからの実体験を交えた教訓等を発信してもらうことで、過去の災害からの学びを活かした実効性のある情報が集約され、センターが平時の業務で培った専門性を発揮して、男女共同参画の観点からの災害・復興を推進する役割を果たすことが可能になる。



第三章 業務実施のための環境整備

1 人材の確保・育成

各地域における様々な課題への対応力を備えるため、センターには、前章に示したような事業を企画立案し、円滑に遂行しうる幅広い能力を備えた人材を配置する必要がある。特に、相談対応については、相談者の機微な問題を的確に理解し、関係機関と連携し、適切な解決策や支援策を提供することが必要となる。

そのために地方公共団体は、センター職員への研修等の機会の提供による職員の効果的・継続的な資質の向上や、健康に配慮した勤務環境を用意し、能力と業務に見合った処遇に配慮することが求められる。

また、センター職員自身も積極的に研修を受講するとともに、事業の実践や他のセンターの職員等との交流を通じて、多様な経験を積み重ねながら、地域の課題解決に向けて主体的に取り組むことが重要である。

センター職員の育成に当たっては、下記の能力が培われるよう研修プログラム等を機構でも構築するとともに、個々のセンターで業務内容に応じたマニュアルを作成すること等により、実務に円滑に取り組めるような環境を整備することが必要である。

(センター職員に求められる能力¹⁴⁾

- 専門的な知識・資格

女性活躍・男女共同参画に関する幅広い知見。特に、我が国の業務に関連する法制度、地域の条例、都道府県男女共同参画計画等に加え、センター設立等の歴史的な経緯等に関する知識を有すること。また、業務に関連した専門性のある資格¹⁵を持つこと。特に相談対応については、高度な専門性として傾聴やカウンセリング技術等。

- 地域内での関係機関との連携力

行政、企業、学校、NPO等をはじめとする地域の多様な関係機関・団体と日常的に連絡・協力できる信頼関係を構築し、互いの立場を尊重しながら時には利害対立を乗り越えるために必要な調整を行い、地域が一体となって女性活躍・男女共同参画を進められるよう連携・協働する能力。

- 地域課題の把握力

地域住民へのアンケート調査や各種の統計、調査結果から地域が抱える課題やニーズを的確に把握、分析することで、それらの原因や所在を特定する能力。

- 事業実施力

特定された地域の課題の解決やニーズの実現を目指すため、関係者と連携・協働しながら、然るべき事業を検討の上、実施する能力。

- 情報管理能力

¹⁴ それぞれの能力は職員としての役割に応じて段階的に身につけていくものであり、個々の強みを生かしながら、センター全体として補い合うことが重要である。求められる能力を各職員がすべて備えなければならないというものではない。

¹⁵ 実態調査を通じて、一部のセンターでは、教員、キャリアコンサルタント、保育士、司書、産業カウンセラー、公認心理師、社会福祉士等の資格を保有する職員が在籍することが分かった。

- 相談者からの相談内容や個人情報を適切に取り扱う能力。
- デジタルリテラシー
業務に必要なデジタルツールを、情報セキュリティや個人情報保護にも留意しつつ十分に活用できる能力。また、業務のデジタル化を進め、効率的な業務の在り方を追求できる能力。

2 男女共同参画センターの運営及び指定管理の場合における留意点

センターの運営形態としては、地方公共団体が直接運営する、いわゆる「直営」と、指定管理等を含め民間団体に運営を委ねる、いわゆる「民営」がある。実態調査の結果、都道府県では「公設公営」、「公設民営（指定管理）」の割合はそれぞれ約4割、政令指定都市では「公設公営」が約2割、「公設民営（指定管理）」が5割以上、市区町村では「公設公営」が約7割、「公設民営（指定管理）」が約2割となっている¹⁶。

「直営」の場合、地方公共団体内の関係部局とのやり取りが円滑にできるといった利点が挙げられる一方、センター職員が数年おきの人事異動により入れ替わるケースが多いため、知識とノウハウの蓄積や、新たに着任した職員のキャッチアップが課題として挙げられる。

「民営」の場合、指定管理者、受託者の得意分野やネットワークを活かした事業を行いややすいといった利点が挙げられる。その一方、契約期間中に新たな政策課題（例えば災害時における男女共同参画の視点からの事前の備えや避難所運営の重要性等）が生じた場合、契約内容が硬直的であると柔軟に対応できない可能性があることや、現在の管理者・受託者が継続して運営を行うことが確実ではないため、長期的な視点に立った職員の確保・育成が難しい等の課題が指摘されている。

これらの課題に対応するための取組例として以下が考えられる。

（取組例）

- 特にセンターが「直営」の場合、センター職員が、着任してすぐに必要な知識、ノウハウを学ぶことのできるように、機構が開発、提供することとされている初任者研修プログラムに加えて、勤務年数に応じた体系的な研修プログラムや教材を積極的に活用する。
- センターが「民営」の場合、運営法人等が地域における男女共同参画の推進の役割を適切に果たせるかどうかという観点から、男女共同参画に関する理解、人材の確保と育成に関する方針、関係機関・団体との連携、相談対応に必要な知識の取得などについて、指定管理者の要件としたり、選定の際に確認したりする。
- 「民営」の場合であっても、地方公共団体の男女共同参画部局以外の他部局や外部の関係機関・団体との円滑な情報共有や連携・協働が図られるよう体制を構築する。災害時や緊急時においても、センターが地域の支援拠点として機能できるよう、関係機関との連携体制や対応マニュアルの整備を進める。
- 「直営」、「民営」に関わらず、定期的・客観的に業務の状況や成果・効果等を把

¹⁶ そのほか、公設民営（指定管理以外）や無回答もある。

握・評価し、その後の事業にフィードバックするP D C Aサイクルを導入するとともに、新たな政策課題が生じた場合には、柔軟な対応を可能とする体制や仕組みを整える。評価に当たっては、第三者評価、利用者からのフィードバック収集の仕組みを活用する。

3 男女共同参画センター設置に当たっての留意点

センターは、冒頭に述べたとおり、これまで、男女共同参画のための総合的な施設として理解されてきた。しかしながら、基本法第3条から第7条までに規定された男女共同参画社会の形成についての5つの基本理念や、「第二章 男女共同参画センターの業務」を踏まえ、基本法第18条第2項の「関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」としての機能を十分に果たすことが可能であれば、必ずしもセンター単独の施設が必要というものではなく、既存の施設にセンターの名称・機能を付与することも考えられる。一方、一定の事業を行う場合には、然るべき設備を整えることが望ましい場合もあり、例えば、以下のような場合には、単独の施設を置く方が利用者にとってより良い環境を整えうるとも考えられる。

- 相談対応を実施する際には、相談内容や個人情報が第三者に漏洩しないようプライバシーの保護に留意する必要があるため、来訪による相談の場合は個室で対応する等、相談者が安心して相談できる環境を整えること。
- DV関連の相談対応を行う場合は、被害者及び同伴者の安全確保のために、あらかじめ避難経路を確保すること。
- 図書機能を設ける際に、女性活躍・男女共同参画に関する図書や資料を分類ごとに整理・配列することや、利用者のための閲覧スペースを確保すること。
- 研修・講座や交流事業、関係機関との勉強会などを安定的かつ柔軟に実施できるスペースが確保され、地域の男女共同参画推進の拠点としての役割を果たすこと。

なお、センターの設置については、必ずしも条例という法形式によらなければならないものではないが、条例で設置された場合には、センターが住民の意思に基づいて設置されているということが担保され、関係機関・団体との連携・協働の構築が円滑に行いやすい、規程等で置かれた場合に比べて安定的な設置が確保できるといった利点が考えられる。

また、センターを設置した場合には、センターであることが分かる適切な名称を付与するとともに、設置した事実を住民に分かりやすく公表する必要がある。

4 地方公共団体間の連携の在り方

全国的に進行する人口減少・高齢化等の社会構造の変化は、地方公共団体において施策・事業を展開していくことの持続可能性にも影響を及ぼしている。今後、更に厳しさを増すと予想される人的資源制約の中で、安定的、持続的かつ効率的に実施するため、あらゆる施策・事業を単独の地方公共団体のみで行うのではなく、地方公共団

体間の連携により提供することを進めていくことも必要である。

(1) 都道府県設置のセンターと市町村設置のセンターとの関係

日本の地方公共団体は、市町村¹⁷と都道府県の2層制であり、地方自治法上、市町村は基礎的な地方公共団体、都道府県は広域の地方公共団体である。

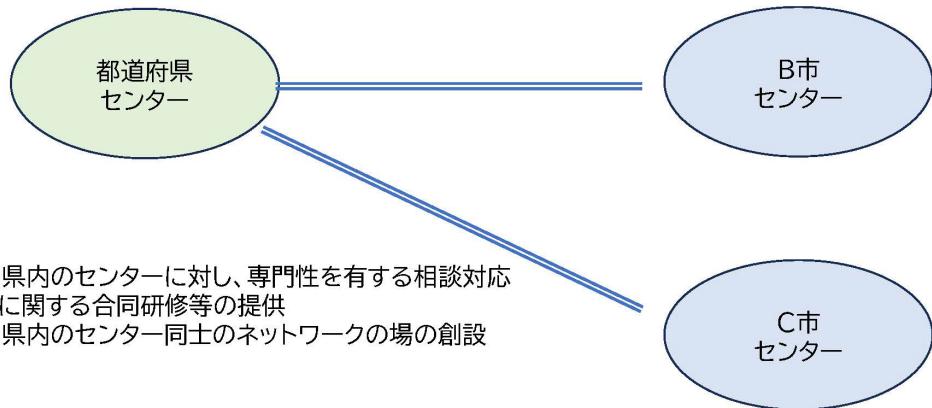
市町村は、最も住民に身近な行政主体であり、日常生活に密接に関わる施策・事業を実施する。一方で都道府県は、基本的には市町村の自主性・自立性を尊重しつつ、市町村の求めに応じて、市町村が処理することが難しい広域にわたる施策・事業の実施や市町村間の連絡調整を行う。

したがって、市町村設置のセンターは地域住民に密着した相談対応や講座等の事業を展開する一方、都道府県設置のセンターは、市町村設置のセンターでは対応が困難な、より専門的な相談対応を行ったり、都道府県全体の女性活躍・男女共同参画に関する調査研究等により、より広域的な視点からの課題の把握を行ったりすること等が考えられる。

県設置のセンターと市町村設置のセンターとの関係

- 単独の市町村においてやむを得ずセンターの事業の一部又は全部の実施が難しい場合、都道府県は、広域の地方公共団体として、連携の相手方、方法等の助言や、調整、支援の役割を果たすことが考えられる。
- 市町村間の連携が困難な場合には、都道府県自ら補完・支援の役割を果たしていくことが考えられる。

条件不利地域等(※)で、近隣の市町村間の双務的な広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢。



※諸島部、山間地、過疎地域等

このようにお互いの特性を活かして適宜役割分担を行った上で、単独の市町村においてセンターの事業の一部又は全部の実施が難しい場合、都道府県は、特に地方において、広域の地方公共団体として、市町村間の広域連携が円滑に進められるよう、市町村の求めに応じ、連携の相手方、方法等の助言や、調整、支援の役割を果たすことが求められているが、市町村間の連携が困難な場合には自ら補完・支援の役割を果た

¹⁷ 東京23区も地方自治法上の基礎的な地方公共団体とされている。

していくことも必要である。なお、こうした広域連携は、地域の実情に応じ、自主的な取組として行われるものであり、多様な手法の中から、最も適したもの市町村が自ら選択することが適当である¹⁸。

(2) センターの共同設置

単独の市町村でセンターの設置が難しい場合¹⁹、まず考えられる連携の在り方としては近隣の市町村とのセンターの共同設置が挙げられるが、近隣市町村との間で双務的な役割分担が困難な場合は、都道府県との共同設置²⁰も考えられる。

このようにセンターを共同設置する場合、地方自治法上の広域連携の類型のうち、「機関等の共同設置」を活用することが考えられるが、一般的な方法として地方自治法に基づかず、事務協定（私法上の契約）によることも可能である。

なお、地方自治法上の広域連携の類型については、法人の設立が不要な「連携協約」「協議会」「機関等の共同設置」「事務の委託」「事務の代替執行」、別法人の設立が必要となる「一部事務組合」「広域連合」がある²¹。

(3) 近隣のセンター相互の連携

単独のセンターではセンターの機能を十分に発揮できないという場合には、近隣の市町村と役割分担して事業を行うことが考えられる。

具体的には、ある市のセンターにおいては専門性を有する相談対応が難しい場合や、家庭の悩みやDV被害といった身近なセンターでは相談しづらい場合は、隣の市のセンターで受け付けてもらうことを事務協定で取り決めることが考えられる。

このほか、政令指定都市や中核市が周辺の市町村に対してセンター職員の育成のための専門的な研修への参加を呼びかける等、単独の市町村では実施が難しい、あるいは効率的ではない事業を共同で行うことが考えられる。

5 男女共同参画機構との連携・協働

4で述べたように地方公共団体の施策・事業を展開していくことの持続可能性が厳しくなる中で、施策・事業の持続可能性を確保するためには、人材の確保・育成だけではなく、デジタル技術の徹底活用による業務の効率化についても同時に取り組む必要がある。

例えば、実態調査の結果、約3割のセンターが相談記録を手書きで管理していることが明らかになった。機構及びセンターの機能強化後、相互間の速やかな情報共有、また、機構からセンターに対して知見・ノウハウがスムーズに提供されるためには、機構の支援の下、センターごとにばらつきのある記録方法ではなく、同じフォーマッ

¹⁸ 総務省地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000693733.pdf（令和2年）

¹⁹ 基本法第18条第2項において、地方公共団体は、センターとしての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとされている。

²⁰ こうち男女共同参画センター「ソーレ」は、高知県と高知市で共同設置されている。（令和7年10月時点）

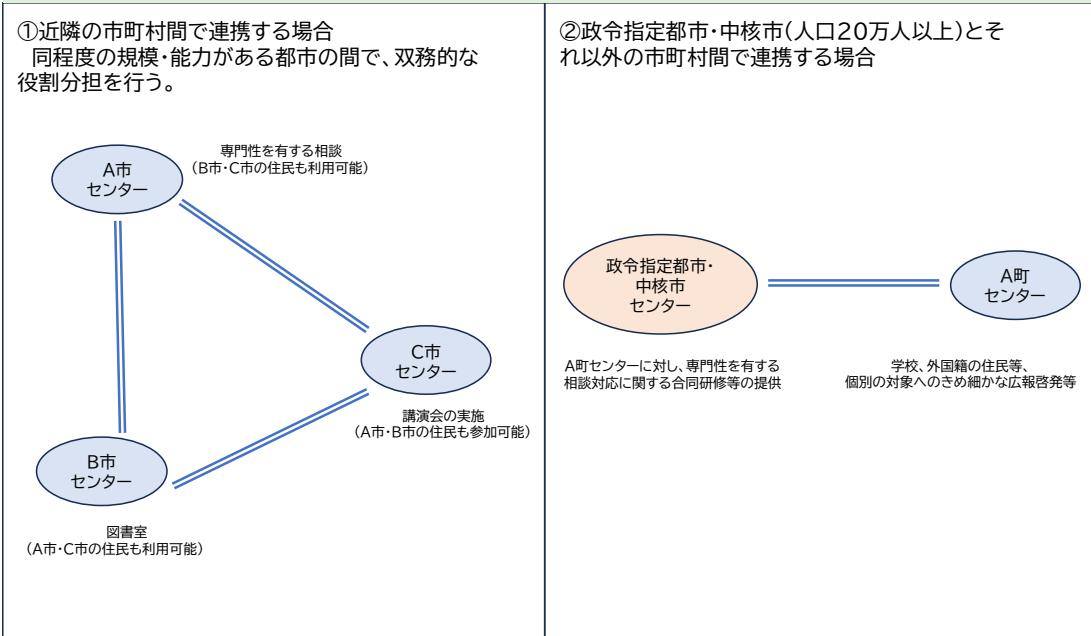
²¹ 総務省「地方自治制度 | 広域行政・市町村合併」<https://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>

トに統一することが考えられる。

なお、機構においては、「女性版骨太の方針 2025」に記載された情報プラットフォームの在り方について検討を進め、各センターで実施した講座やイベントの概要、講師に関する情報を他のセンターに共有する等、可能なものからデジタルを活用した業務の効率化を進めていくこととしている。

近隣のセンター相互の連携

- ▶ 単独のセンターでは十分な機能を果たせない場合や、より広域の関係機関や民間団体、相談事業の専門家等と連携を取る必要がある場合、近隣のセンターとの連携が考えられる。
- ▶ 連携に当たっては、地方自治法上の類型だけでなく、事務協定によることも可能。



6 業務のデジタル化

4で述べたように地方公共団体の施策・事業を展開していくことの持続可能性が厳しくなる中で、施策・事業の持続可能性を確保するためには、人材の確保・育成だけではなく、デジタル技術の徹底活用による業務の効率化についても同時に取り組む必要がある。

例えば、実態調査の結果、約3割のセンターが相談記録を手書きで管理していることが明らかになった。機構及びセンターの機能強化後、相互間の速やかな情報共有、また、機構からセンターに対して知見・ノウハウがスムーズに提供されるためには、機構の支援の下、センターごとにばらつきのある記録方法ではなく、同じフォーマットに統一することが考えられる。

なお、機構においては、「女性版骨太の方針 2025」に記載された情報プラットフォームの在り方について検討を進め、各センターで実施した講座やイベントの概要、講師に関する情報を他のセンターに共有する等、可能なものからデジタルを活用した業務の効率化を進めていくこととしている。

7 個人情報の保護と守秘義務の徹底

センターは、相談対応を始めとした業務の性質上、個人情報を始めとする機微な情報を扱うことがある。この点、個人情報保護法に則った然るべき対応が求められる。

また、守秘義務の徹底の観点からは、センター内のみならず、連携機関との間でも秘密が守られるよう、情報の慎重な取扱いが求められる。その一方で、センターが関係機関・団体と連携して、地域の課題解決のための実践的活動を効果的に展開するに当たっては、情報の秘匿が円滑な連携を阻害する場合がある。そのため、秘密を守りつつ円滑な連携ができるよう、関係機関における個人情報の取扱いについて業務マニュアル等を策定の上、相談内容や傾向等について共有することが考えられる。

8 その他

センターは、地域の多様な住民が参画し、男女共同参画を進める拠点となることが重要である。これまで、センターによっては、利用者が一部の層（女性、高齢者等）に固定化している等の課題があるが、男性や若年層の利用を進める必要がある。

センターはできる限り、幅広い住民に施策・事業を展開できるよう配慮するとともに、センターの目的や業務内容について、より多くの住民に知ってもらえるよう努めることが望ましい。具体的には、若年層も含めた幅広い年齢層の地域住民を対象に、SNSを含む様々な媒体や機会を通じて、センターが何を目指す機関なのか、どのような機能を有しているかといった情報から、講座の開催日時や場所、相談対応を受け付ける日時、場所等、個々の事業の利用方法といった細かな情報まで分かりやすく発信することが考えられる。

なお、例えば、男性が男性であるが故の困難を気軽に相談できる窓口が少ないことを踏まえ、男性のみを対象とした相談対応の実施日を設けることや、企業等において女性労働者が男性労働者に比べて相当程度少ない場合に、女性管理職育成の研修を実施すること等、男女共同参画の観点から特定の対象に絞って事業を行うことは、広く地域社会に開かれた存在というセンターの理念から逸脱するものや差別に当たるものではないことに留意が必要である。

センター主催の事業については、常に当該事業が地域の男女共同参画社会の形成を促進する上でどのような意義があるのかを意識するとともに、住民に対する説明責任を果たせるよう十分に留意すべきである。

また、地方公共団体によっては、センターが管理する施設（会議室等）について、一定以上の稼働率を目指さねばならないといった実情を抱えている運営者も存在することが想定され、実際に音楽会や料理教室等のレクリエーション活動やボランティア活動等を行う場として広く一般に開放している例がある。

そのような場合、男女共同参画との関連性が問われることも考えられるため、利用者に男女共同参画に関する広報・啓発資料を配布することや、センターの事業案内等を行うことで、センターの役割をよく周知し、男女共同参画に関する理解促進につな

がる機会を設けるなどの工夫を凝らすことに留意が必要である。

男女共同参画センターは、地域における男女共同参画社会の形成を促進するための重要な拠点であるが、一方で、人員や予算に限りがあるのも事実である。センターの運営に当たっては、限られた資源を効果的に活用し、女性活躍・男女共同参画の推進という本来の目的の達成に真に資する取組に重点を置いた事業展開を行うことが求められる。そのためには、不斷に事業内容を検証し、見直しを図る必要がある。

事業の効果検証に当たっては、地域における実態把握を通じて、事業の評価指標（KPI）の設定にも資するデータの収集を図るとともに、数値目標の設定が困難な事業についても、事業の目標や目標達成に至るまでの流れを論理的に整理して公表するなど、当該事業が地域の男女共同参画社会の形成の促進にどのように寄与しているのかについて説明責任を果たしていくことが望ましい。

最後に、本ガイドラインに加えて、各地のセンターにおける取組を紹介する取組事例集を参考資料として作成しており、適宜参照されたい。